

大槌町告示第 114 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 8 月 25 日

大槌町長 碓 川



1 都市計画の名称

大槌都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

大槌町赤浜二丁目および吉里吉里第 27 地割字打越の一部の区域

3 縦覧場所

大槌町役場 復興局 復興推進課